

令和５年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

子ども子育て支援法第 61 条に規定する、市町村子ども子育て支援事業計画支援事業計画を策定する。

本計画の策定に当たり、国県の政策動向をはじめ、社会情勢や本町の抱える課題、現行計画の進捗状況を踏まえるとともに、子育て世代のニーズ調査など、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析等が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、策定支援業務を委託するものである。本プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）から企画提案を募集し、豊富な経験と高い専門知識を有し、計画策定を効率的かつ効果的に支援できる事業者を選定するものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 業 務 名

令和５年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務

(2) 業 務 内 容

別紙「令和５年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務仕様書」による

(3) 履 行 期 間

契約締結日から令和 6 年 3 月 2 9 日までとする。【単年度契約】

(4) 予 算 額

なお、支払い限度額は次のとおりとする。

1, 8 0 0, 0 0 0 円

3 事務局

隠岐の島町役場 保健福祉課 児童福祉係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8577

E-mail : hokenfukushi@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
- (2) 本町の「令和 4・5・6 年度 測量建設コンサルタント業務等競争入札有資格者」であること。
- (3) 島根県内に本社(本店)、支社(支店)または営業所を有する者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (9) 過去 10 年以内（平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間）において、官公庁発注の子ども子育て支援事業計画に関する計画策定業務の委託完了実績を有するものであること。
- (10) 予定技術者（管理又は担当）が過去 10 年以内（平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間）において、官公庁発注の子ども子育て支援施策に関する計画策定業務に従事した実績を有するものであること。

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に 5 参加資格の第 2 号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、企画提案審査以降の日程については変更する場合がある。

項 目	日 程
募集の公告（実施要領等の配布）	令和 5 年 11 月 1 日（水）
参加表明書の受付期間	令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 5 年 11 月 15 日（水）午後 5 時
企画提案書の提出期間	令和 5 年 11 月 17 日（金）～令和 5 年 11 月 24 日（金）午後 5 時
一次審査（参加資格）合否決定	令和 5 年 11 月 17 日（金）
質問書受付期間	令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 5 年 11 月 20 日（月）午後 5 時
質問書回答期限	令和 5 年 11 月 21 日（火）
二次審査（企画提案プレゼンテーション 審査）	令和 5 年 11 月 30 日（水）
結果の通知（発送）	令和 5 年 12 月 5 日（火）

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付する。

（URL：<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>）

- (1) 公告文
- (2) 令和 5 年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領
- (3) 令和 5 年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル評価要領
- (4) 令和 5 年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- (5) 令和 5 年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル企画提案書等作成要領
- (6) 令和 5 年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務仕様書
- (7) 各様式

9 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第 2 号）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年11月20日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出書式 質問書(様式第2号)
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「令和5年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル質問書」とし、送信すること。
- (5) 回答期限 令和5年11月21日(火)
- (6) 回答方法
 - 【参加表明書等に関する回答】 隠岐の島町ホームページに掲載。
 - 【企画提案書に関する質問】 電子メールにて企画提案書提出者に送信。

10 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年11月15日(水) 午後5時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類(各1部)
 - (ア) 参加表明書(様式第1号)
 - (イ) 会社概要書(様式第3号)
 - (ウ) 業務実績書(様式第4号)
 - (エ) 予定技術者調書(管理・担当)(様式第5号)
 - (オ) 業務実施体制調書(様式第6号)
 - (カ) 管理責任者、担当者の雇用を証明するものの写し
 - (キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)
- (5) 作成方法
「令和5年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領」を参照し、作成すること。

11 一次審査【資格審査・書類審査】

- (1) 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。
- (2) 一次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者には、電子メールで通知する。
また、二次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。
- (3) 一次審査の評価基準は、次のとおりとする。
 - ・参加資格及び適格要件を満たしているか。
 - ・必要書類・記載事項が整っているか。
- (4) 応募者が5者以上になった場合は、下記の項目で上位5者を選定する者とするものとする。

審査項目と配点割合、評価点数は、次のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務実績	受託業務の規模や内容を総合的に判断	15	12	9	6	3
業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や配置される従事者の実績・能力等の状況	10	8	6	4	2

(5) 参加資格合否結果発表（通知）

審査結果発表（通知） 令和5年11月17日（金）

1.2 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年11月24日（金） 午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）とし併せて電子データを一式提出すること。
- (4) 提出書類
 - (ア) 企画提案提出書（様式第7号）
 - ① 1部提出（令和5年度・令和6年度分）
 - (イ) テーマ型企画提案書（様式第8号）
 - ① 6部提出（5部「企業名無し」、1部「企業名有り」）
 - ② 原則、A4サイズ、縦長片面とする。
 - ③ 様式は、様式第8号を使用してください。利用しにくい場合は、当該様式を表紙として、以下に任意様式の提案書を添付しても結構です。
（テーマ型企画提案書①＋任意様式、テーマ別企画提案書②＋任意様式、・・・）。
 - ④ 文字サイズは10.5ポイント以上
 - ⑤ カラー可、図、絵、写真等の使用は可
 - ⑥ 次の提案課題を所定枚数以内で簡潔に記載すること。

【テーマ１】「ニーズ調査票の設計について」

国の示す「第三期市町村子ども支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づきながら、国の動向、本庁の特徴や課題を捉えた効果的な調査項目の設定の考え方について提案すること。

【テーマ２】「ニーズ調査の集計分析について」

集計分析業務を行うにあたって、どのような分析が有効であるか提案すること。この際に関係法令、社会的背景などを理解し、国の最新動向および今後の展望を踏まえた提案をすること。

【テーマ３】「こどもの意見の反映について」

こども基本法の趣旨をふまえ、子どもの意見を聴取し、整理・分析・活用するための有効な手法を提案すること。

【テーマ４】「事業計画の見直し」

事業計画策定にあたり、ニーズ調査結果の活用方法、また提案事業者が考える現計画からの見直し方法を提案すること。

(ウ) 業務工程表（参考として令和６年度業務についても提出して下さい。）

- ① ６部提出（５部「企業名無し」、１部「企業名有り」）
- ② 様式自由。ただし、Ａ３サイズ、横長片面で１枚以内
- ③ 文字サイズは１０．５ポイント以上

(エ) 参考見積書（参考として令和６年度業務についても提出して下さい。）

- ① ６部提出（５部「企業名無し」、１部「企業名有り」）
- ② 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ③ 企業名有の見積書は、企業名を記名して捺印の上、あて先は隠岐の島町長とする。

１３ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

企画提案書提出後、参加者から企画提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング

（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点は行わない。

- (1) 開催日 令和５年１１月３０日（木）
- (2) 場所 隠岐の島町役場 本庁舎２階 会議室２０１
- (3) 時間構成 発表時間 ３０分程度

(プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分以内)

(4) 留意事項

- (ア) プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は 3 名以内（パソコン操作員含む）とする。
- (イ) プレゼン等は公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- (ウ) パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

1 4 審 査

(1) 審査委員会

参加表明書等及び企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「令和 5 年度 第三期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が 1 名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

◎委員名簿（案）

役職	団体名等
委員長	隠岐の島町 社会教育課長
委員	隠岐の島町 総務学校教育課長
委員	隠岐の島町 地域振興課長
委員	隠岐の島町 保健福祉課長
委員	隠岐の島町 保健福祉課長(住民福祉担当課長)

(2) 一次審査（資格審査・書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に企画提案書の提出を求める。

(3) 二次審査（企画提案書審査、プレゼン等）

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

(5) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評 価 項 目	評価点	評価基準
業務実績	15 点	別表 1
業務実施体制	15 点	別表 1
企画提案書	40 点	別表 2
プレゼン等	15 点	別表 3
参考見積	15 点	別表 3

1 5 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1 6 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀者に対し、令和 6 年度 第三期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。
- (2) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。

1 7 その他事項

- (1) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (2) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (6) 特定された企画提案書の提案内容は実際の設計にそのまま採用されるものではない。

別表 1

評 価 基 準 1

評価項目	評 価 の 着 眼 点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務実績	受託業務の規模や内容を総合的に判断	15	12	9	6	3
業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や配置される従事者の実績・能力等の状況	15	12	9	6	3

別表 2

評 価 基 準 2

評価項目	評 価 の 着 眼 点		評価及び評価点数				
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
企画提案書	テーマ 1	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1
	テーマ 2	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1
	テーマ 3	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1
	テーマ 4	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1

的確性：テーマに対し、的確な提案となっているか。

実現性：提案内容は、理論的であり、実現性があるか。

別表 3

評 価 基 準 3

評価項目	評 価 の 着 眼 点	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
プレゼン等	分かりやすいプレゼンテーションとなっているか。 能力の高さはいかがえるか。業務に対する熱意、わかり易さ、態度はどうか。 質問内容を正確に把握できているか。回答は過不足なく、わかり易いか。	15	12	9	6	3
参考見積	業務コストの妥当性	15	12	9	6	3